

## 第九十二回 帝國議院

## 行政官廳法案外一件委員會議錄(速記)第二回

(九九)

付託議案  
行政官廳法案(政府提出)(第三三號)  
宮内府法案(政府提出)(第三三號)  
恩給法の一部を改正する法律案(政府提出)(第四五號)  
日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律案(政府提出)(第四六號)

昭和二十二年三月二十日(木曜日)午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長

天野 久君  
理事 森崎 了三君  
小川原政信君 加藤 浅沼稻次郎君  
石原 登君 生方 大吉君  
星 一君 村島 喜代君  
原 彪之助君 大津 栄一君  
三月十九日恩給法の一部を改正する法律案(政府提出)及び日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律案(政府提出)の審査を本委員に付託された。

三月二十日委員浅沼稻次郎君、生方大吉君及び井上赳君辭任につきその補闕として、森本義夫君、石原登君及び大津柱一君を議長において選定した。

同日理事淺沼稻次郎君の補闕として森本義夫君が理事に當選した。

出席國務大臣

國務大臣 齋藤 隆夫君  
出席政府委員  
内閣事務官 三橋 則雄君  
内閣事務官 前田 克巳君  
法制局長官 入江 俊郎君

第六類第十四號 行政官廳法案外一件委員會議錄 第二回 昭和二十二年三月二十日 本日の會議に付した議案

行政官廳法案(政府提出)

宮内府法案(政府提出)

恩給法の一部を改正する法律案(政

府提出)

日本國憲法施行の際現に效力を有す

る命令の規定の效力等に関する法律

案(政府提出)

○天野委員長 それでは會議を開きま

す。昨日恩給法の一部を改正する法律案の二法案が本委員會に併託されまし

た。この際政府當局よりその趣旨聲明

を求める。入江法制局長官。

○入江政府委員 ただいま議題となり

ました恩給法の一部を改正する法律案

と、日本國憲法施行の際現に效力を有

する命令の規定の效力等に関する法律

案につきまして、その提案理由を御説

明申し上げます。

まず恩給法の一部を改正する法律案

であります。今回の改正は既に本會

議においても申し上げました通り、新

憲法の施行に伴う諸般の法令の改廢等

に伴うものでありまして、その主たる

點はおよそ次の諸點でござります。

第一點は皇室關係職員に關する規定

の整備であります。宮内職員が現在宮

内省恩給令によつて宮内省から恩給を

支給されておりますので、恩給法中の

これを削除することにいたしました。

また宮内職員の恩給は、宮内省廢止後

は國庫がこれに代つて從來通りに支給

し、なお宮内省廢止の際、引續き政府

職員となる者につきましては政府職員

を退職したとき、前後の在職年を通算

して恩給を支給することにいたしました

た。改正法の附則にその規定がありま

す。さらに先般皇宮警察所が警視廳に

移管せられたに伴いまして、新たに設

けられました皇宮護衛官のうち、皇宮

警部補及び皇宮警手は、他の一般警部

補及び巡査と恩給法上同様に取扱うべ

きものと考えられますので、これを恩

給法上の公務員たる警察監獄職員とし

て指定することにいたしました。第二

十三条の改正規定であります。

第二點は、恩給に關する争訟につい

ての規定であります。現行法によりま

すと、恩給の権利侵害に對しましては

まず内閣恩給局長に具申し、その裁決

に不服あるときは、内閣總理大臣に訴

願するか、または行政裁判所に出訴す

るか、二つのうちいずれか一つをとり

得ることになつておりますが、新憲法

の施行と同時に、行政裁判所は廢止せ

られ、從來の行政訴訟はすべて一般民

事裁判の管轄に移されることになります。

第一點は皇室關係職員に關する規定

われますので、今後はあるいは具申を

のであります。その恩給制度につき

ましては、その任用制度、給與制度等

の諸制度の整備確立と相まって検討の

上、近く何分の決定を見ますまでの暫

定的措置といたしましてその都道府縣

職員としての在職を、恩給法上の公務

員として引續いて在職するものとして

取扱うことといたしました。改正法律

附則第十條の規定がこれであります。

以上ほか、日本國憲法施行に伴う

民法の應急的措置に關する法律の施行

に伴いまして、恩給法中遷族に關する

に、貴衆兩院事務局の職員は廢止せら

れ、國會職員が新たに設けられること

になりました。ところで國會職員の恩

給の取扱いについてはその任用制度、

給與制度等の諸制度の整備と相まつ

て、遠からざるうちに何分の決定を見

ことと存じますが、その決定を見ま

するまでの暫定的措置といたしました

以上が本案の提出理由であります。

なお詳細なことにつきましては、御質

問に應じて御説明いたしたいと思いま

す。

次に、日本國憲法施行の際現に效力

を有する命令の規定の效力等に關する

法律案について、その内容を御説明申

じ上げます。

本案の第一點には、從來の法令は、日

本國憲法施行に伴い、その内容が憲法

の條規に背反するものは無効となり、

それ以外の法令は效力を有することと

あります。これらの法令の規定で、法律で

命令、省令等の命令の規定で、法律で

あります。その恩給制度につき

ましては、その任用制度、給與制度等

の諸制度の整備確立と相まって検討の

上、近く何分の決定を見ますまでの暫

定的措置といたしましてその都道府縣

職員としての在職を、恩給法上の公務

員として引續いて在職するものとして

取扱うことといたしました。改正法律

附則第十條の規定がこれであります。

以上ほか、日本國憲法施行に伴う

民法の應急的措置に關する法律の施行

に伴いまして、恩給法中遷族に關する

に、貴衆兩院事務局の職員その他恩給法上の

公務員から引續いて國會職員となる者

規定に關し、若干の改正を行ふことに

得るように措置し、また勅令という字

句を政令に改めまするごとき、新憲法

の施行に伴いまして修正されることに

なりました字句や、不要になりました字

句を政令に改めまするごとき、新憲法

の施行に伴いまして修正されることに

規定しなければならない事項を規定しているものについて、それが憲法施行後いかなる效力をもつかということについて規定をいたしたのであります。すなわち、これらの命令の規定は、新憲法施行後は、法律と同一の效力を有する旨を明らかにするとともに、その期限を本年末までと限定いたしましてその間できるだけ速やかに正規の立法手續により、國會の議決を經て法律に改めたいものと考へている次第であります。もちろんこれら命令の規定も、日本國憲法施行前に十分検討の上、不必要と考えられますものは、これを廢止し、不適當と考えられますものはこれを改め、本條の適用を受けるものは眞にやむを得ないものに限るよう努めいたしたいと考えております。

次に第二條について御説明申し上げます。他の法律及び法律と同一の效力を有する命令の規定中に「勅令」という文字が多數あるのですが、日本國憲法施行後は、勅令という國法の形式はなくなりますので、これを「政令」と読みかえることにいたしました。

次に第三條について御説明いたします。日本國憲法施行に際しまして、將來これを存續せしめる必要のないものをここに列挙して、これを廢止することにいたしました。明治二十三年法律第八十四號、これは命令の條項違犯に關する罰則に關する法律でありますが、勅令以下の命令に罰則を附し得ることを包括的に委任している法律であります。しかし、かかる包括的委任は、日本國憲法第七十三條第六號の規定等に照して存續を許すことができないのであります。また明治三十八年法律第六十二號これは戸主でない者が爵位を受けられ

族制度の廢止に伴い廢止することにいたしました。また大正十五年法律第八十三號、王公族の權義に關する法律及び昭和二年法律第五十一號、王公族から内地の家に入った者及び内地の家の家を去り王公家に入った者の戸籍等に關する法律、これらは王公族に對して、一般國民とは特別の權利義務を認める法律でありますので、新憲法に照しましてこれを存續せしめることができませんので、これを廢止することにいたしました。明治四十三年法律第三十九號、皇族から臣籍に入つた者及び婚嫁によつて臣籍から出て皇族になつた者の戸籍に關する法律、これを廢止し、今後戸籍法の適用によることにいたしました。明治二年行政官達、士族の稱に關する件、以下太政官布告は、いずれも士族制度に關するものであります、士族制度は別段法律上特權を伴うものではありませんが、階級の別を示す呼稱を存續せしめることは、新憲法の精神に附わないものと考えまして、これを廢止することとしたのであります。なお附則におきましては、若干の経過規定をおいてございます。

上げたいと思うのであります。第一點は、新憲法の制定に基きまして、内閣法が制定されました。その内閣法の内に行政官廳法がまた制定を見るのであります。従いまして行政官廳法並びに公務員法をこの前の議會に出してもらいたいということを要望したのであります。それで、前内閣法案の審議を私どもがやりました際に、内閣法案は必然的に行政官廳法並びに公務員法をこの前の議會に出してもらいなければ完全なる審議ができないのであります。従いまして行政官廳法並びに公務員法をこの前の議會に出してもらいたいということを要望したのであります。それが、政府におきましては、その準備ならざるゆえをもちまして、来るべき通常議會には必ず出すということを明言されたのであります。それにもかかわらず、出てまいりました行政官廳法は、一年間を區切つての案であります。そして、一年後には變る法案で、これで全部的のものではないのであります。併せて公務員法は出てまいりません。従いまして私どもの考えるところによりまするならば、憲法が變つて、自然議會も非常な權限が與えられて、議會による基礎をもつまするところの、議院責任内閣制といふものが確立されるようになつてまいります。れば、必然的にその内閣のもとに、いかなる行政機構によつて、さらにいかなる人によつて政情が運用せられるかということは、非常な大きな問題であろうと思うのであります。従いまして一年に限つた點が一つ。もう一つは、公務員法は、もう一會期はいくばくもありませんけれども出されないつもりであるかどうかといふ點についてもお伺いしておきたいと思います。

にごもつともあります。できるだけ構の改革といふものは、御承知でもございましょうが、複雑多岐にわたつてありますから、とても短い時日で完成することはできないという場面に立ちちつておるのであります。御承知のことでもありますから、昨年の十一月でありますから、内閣におきまして、行政機構を発布いたしまして、總裁以下多數の人々を集めて爾來熱心に行政機構の改革、公務員の採用並びにその運用と連いたしまして、アメリカから行政調査團が昨年の十二月の初めに参りましたて、これは六箇月間日本に滞在する豫定で、日本の行政機構から公務員の運用方法等について、詳しく今研究しておりますが、なか／＼これを具體化して議會の協賛を仰ぎまするまでには、まだ至つております。別にこれをおろそかにしておるわけでもなければ、またお互いに怠けておるものでもありませんが、なか／＼最も申しましたように、むずかしいのでございます。御承知の通りに、新憲法におきまして、國權の發動する方式は、大體原則だけはきまつておりまするし、また司法權の發動は最高會法の制定、參議院法の制定、併せて裁判所以下の裁判所組織、これででき

ども、行政機構ということになると、はなはだ面倒でございまして、なかなかできません。しかしいつまでもこれかを放つておくというとばできませんが、から、大體一年を限つてこれを完成するという豫定になつておりますので、この暮れに開かれる議會、次の通常議會までには完成いたしまして、皆様の御協賛を仰ぐことになつております。大體以上申し上げましたような次第で、行政官廳法も公務員法も一緒に出すと、いう考えをもつておりましたが、なかなかできませんので、この議會には出せませんから、かりの法案を出すのやむを得ざるに至つたのであります。どうかこの點は御諒解くださらんことをお願いいたします。





て、五月三日現在における國務大臣の數を踏襲していくことに規定をいたして、行政官廳法第一條と首尾一貫したわけであります。従つてこうなりますと、結局において五月三日の國務大臣の數に増減があつたにいたしましても、そのときの現在をそのまま押えるということになるわけでありますけれども、しかしそれを豫想して、特に書いたというわけでなくして、むしろ行政官廳法第一條と平仄を合わせる意味において書いたというように御諒承願つておきたいと思います。

○淺沼委員 それでよろもうございます。

○天野委員長 それでは午前中の質疑はこの程度にいたしまして、午後二時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時五十五分開議

○天野委員長 會議を開きます。午前に引續き質疑に入ります。星一君。

○星委員 この日本行政機構一覽といふものを見ると、總務局といふある役所とない役所とあります。外務省にはあります。それから農林省、商工省、運輸省にはありますが、その他の内務省、大藏省、司法省、文部省、厚生省には總務局といふのがあります。私は行政機構はなるべくこういうふうな部分、デパートをたくさんつくらぬ方が能率があるかと思ひます。しかしるに官房があつて總務局をつくるといふようなことは、これは二重のようじやないかと思います。農林省などはまたその部分の下に總務部とか總務局といふものがあります。運輸省にも商工省にもそういうものがあります。た

とえば商工省でいいますと、商工省に既に總務局があつて、石炭廳にいつて官房と總務局とあります。そうしてそのほかに生産局、配炭局があります。石炭は生産と配給がおもなる仕事であるので、それに官房は必要であります。ですが、總務局はなくていいものと思われます。貿易廳においても同じように官房があつて、總務局があるのであります。殊に運輸省に至つては、鐵道總局があつて、また總務局があるといふ。官房があつて、私から見ると、よけいな役所があるよう思います。こういう役所があつて、官房と總務局があるのか。また、ない省とある省とある理由はどうどこにあるのでしょうか。私は官房を強化していくならば、こういう總務局はみなやめていいものだと思いますが、この點について政府の御意見を伺いたいと思います。

際は必ずしも企畫あるいは總括的の仕事ばかりでなく、その省の計理あるいは勞務關係のように、その省全體に關するもの關係があつて、いずれの局につけるのも工合の悪い、いうような仕事を一括して總務局にしておるところもありまして、多少省によりましてこの總務局をおいた方がいいかどうかということは具體的には事情の異なるものがあります。この點は今後研究をいたしましてほんとうに必要なものだけは存置いたしましたとして、御指摘のごとく、いわば戰時中の遺物と見られるようなところであります。それで、その必要的減りましたところは整理がいたしたい。かように考えております。

○星委員 そうすると將來これはなくなるものと見ていいのですね。それで、今言うたように、勞務關係を總務局へもつていくというお話がありました。これが間違いだと思います。たとえば鐵道で言うならば、業務局、運轉局、施設局、電氣局といふものの労働問題は労働者ることはその部分々々、局々の専門であつて、別なところで勞務問題などを解決すべきものじやないと思います、そういうことをしたならば能率的じやないから、今の勞務問題などの關係上必要だという理窟は私は立つていかぬと思いますから、どうも總務局は全部において私は不必要である、こういうふうに考えておりますから、どうぞ政府は議論があるならば早くこれは廢するようにお願いします。私の質問は終りとします。

ちよとお尋ねしたしのでござります。先日來たびく行われましたセイストや何かにつきまして、官吏の身に法というようなものが制定されておりましたわけでございましようが、この文官のいろ／＼の規定とかあいう文官分限令とかいつたようなものに、そういう幾日も休むとかいろ／＼の行動をしておつて、その文官分限令といふようにものに抵觸しないものでござりますか、どうですか。それは抵觸しませんからあいの行動をとつたのだと思いますけれども、その邊をちょっと伺いたいと思います。

局死文とすることになるわけですが、いまましよう。先ほどからいろいろ伺いましたが、こういう時代でござりますから、して、政令というようなものが皆これだけを急いでいただきたい、こういう法令だけを申し上げまして、私の質問希望だけを申しますが、こういう法令を急いでいただきたいと思ひます。

○星委員 私村島同僚委員の質問に關連して伺います。日本では小學校の先生は労働組合法によつてあの教員連中の團體を組織したのであります。それで田舎へ行きますと、こういうことであります。學校の先生は二十四、五で學校の先生になつてくる。その若い先生に田舎の人は、年とつた人もみな先生々と云うて敬意を拂つた。しかし今度學校の先生が労働組合法によつてゼネストをする。あれは先生でなかつた、労働者であるということになつたといふことです。それですから先生に會つても、それを言ひ、子供にも言ひ、そして今までのよき先生として敬禮をせぬ。労働者だということを言ひ、親父もそれと會つても頭を下げて通る先生があるということです。それで日本の今の労働組合法に學校の先生などを入れずに、ほかの職業組合をもつてするような途があつたならば、今の先生もあらうと云ひ、をして労働者扱いを受けて、先生は田舎の道を歩きながら農夫と會つても頭を下げて通る先生があるということです。それで日本の今の労働組合法に學校の先生などを入れずに、ほかの職業組合をもつてするような途があつたならば、今のようないい先生を労働者だとするようなことがなくてすんだどうと思ひます。

私はわかりませんが、アメリカには學校の先生の組合をつくるのに、労働法によつてつくつてはいないと思いますが、この點はどうであるか知りませんが、どうも日本の労働組合法に、官吏まで入れ、學校の先生までも入れた労働組合法のもとに學校の職員は組合をつくつていいかと私は思います。それでは日本はどういうふうに研究しておられますか。それを伺いたいのと、また將來労働組合法から學校の先生などを除外していくようなことを考えておいでになるか、伺いたいと思います。

學校の教員がストライキもしくはこれに類似する行爲をしたために、父兄から非常に信用を失墜したとか、あるいはまた児童から見てもまことに從來の信頼感を薄くしたとかいうことを聞くのであります。これ等ははなはだ遺憾的な點であると思つております。

將來の問題としては、公務員、あるいは學校の先生等について一體どの程度それらの點を調整していくたらいいかという點は残された研究問題だと思いますけれども、今日とにかく労働組合法及び労働關係調整法におきまして、その権利を認めておりますから、私どもとしては、その権利の行使ができるだけ適正にいたしまして、本來の職責に違背のないように行くことを期待しております。アメリカにおきましては、詳しいことは私存じませんけれども、別段公務員、もしくは學校の先生に労働組合を禁止した法律的の規定があるようには聞いておりません。しかしながらアメリカにおきましては、一般的の官公吏であるとか、あるいは學校の先生であるとか、いうものが、労働組合を結成したり、あるいはストライキを行なうなどということは、およそ例がないようになっております。これはおそらく各種の條件が日本と違うであらうと思いますし、日本としても將來においては無論そういうふうにもつていただきたいと思いますが、何分にも終戦後の非常な混亂期でありますので、どうもそれらの権利の正しい運用に遺憾の點があるのじやないかと思つております。でき得る限りそういうふうな権利の濫用に陥らないようにして、學校教員組合その他の公務員に對して、適正な判断を期待したいと思つ

ておるのであります。  
○星委員　學校の先生も労働者とする法律がございませんでも、自分達の権利を主張するために、團體的な行動をとることはもちろん可能だと思います。しかしながら労働組合法で認められた労働組合になりますと、その権利を主張する場合に、いろいろな利益があるわけであります。そこで現在としては、労働組合法の特別法として、公務員、もしくは學校の先生等の特別な組合の法律がありませんから、それらの利益を享有しようとすれば、どうしても労働組合によつてやるほかはなくなつております。しかしだいぶん星さんがおつしやつたように、學校の先生等については、何か特別な團體なり組合なりをつくらせることはどうかという點は、確かに將來殘された問題だと思っておりまして、研究を要する點であろうと考えております。

○星委員　今日東京の役所に行つて見ますと、私はあまりほかに行きませんが、文部省や運輸省に行つて見ました。ところが支那かららいつ中に行くと、闘争といいますか、いわゆるゼネストに關係した大きい字の闘争のビラがはつてあります。また運輸省に行つたらばダシスのことを書いてあります。まるでアメリカにおいては大道においても見ることのできないような廣告の文字をはつてあります。役所の中に、いやしくも省廳の中にあい、うぶらをはらしておくのははどういうわけでしょう。ああいうのは取締りはできな

いものでしようか。まるで役所と大道と同じに、アメリカだつたらはることを禁止すると思うような文句を書いたものまでははつてある。こういうことでどうして日本の政治ができるかと思うようなことをさせておきます。大分このごろでは變つて來ましたけれども、ああいうことは將來やめさすお考えは政府にありますようか。

○天野委員長 石原登君。  
○石原(登)委員 まず私の尋ね申し上げたいことは、第二條の但書に、各省大臣は内閣總理大臣みずからこれに當ることができるという規定があるのです。ですが、この規定によりますと、總理大臣は無制限に各省の大臣を兼任できるのであります。私は何も條文を盾にとつて、絶対にそういうことがあり得ないと申すわけではありませんが、今日の現状から考えてみますと、日本で非常に重大なことは外業務だと思うのであります。政治も經濟も皆外業務にありまして、この業務を擔當するのは外務大臣であります。おまた終戦連絡事務局總裁だと思うのですが、この二つの最も重大なる仕事を總理が兼任しておる。これがために議會が開かれまして、非常に重大なる問題の審議が行われておるのもかかわらず、總理が常に缺席がちである。こういうことでは私はどうて、いこの一番むづかしい時代にある日本の再建のために、日本の衆智を集めに行くということに非常に缺陷があると思うのであります。私はこの際この第二條に對しては、數の制限を設ける。かようなことにしまして、大臣が自分の所管の業務に一生懸命に責任をもつてやつていけるようにしてもらいたい。能率の悪い、しかもよほよほのおじいさんたちが、三つも四つも仕事を受け持つて、そうして實際仕事をやらないので、事務官僚に任せきり

でやつていい」ということは、私は非常に残念だと思う。私はこういふような

見解から、これにぜひ數の制限、それ

から時間の制限をお願い申し上げた

い。さらにこの際外務大臣並びに終戦

連絡事務局總裁を兼任でなしに、事任

にされる意思があるかどうか、そのこ

とについてまずお尋ねいたしたいのであります。

○齋藤國務大臣 お尋ねの御趣旨はも

つとものことと考えます。なるべく總理大臣に限らず、各大臣が他の省、他

の廳とかいうものを兼務することは、

私は原則としてほよろしくないことであります。なるべく總理大臣に限らず、各大臣が他の省、他

まして、この問題はこれで打切ります。

政府の所見をお尋ねいたしたいと思ひます。

いたしたいと思います。最近終戦後、國民のいわゆる思想的動向が非常に急激に變つてしまりますと、これ

と呼應するようにしまして、すべての

新聞紙の論調が非常にある面では過激

であり、ある面では消極的であり、何

が中心思想を見當らないような感がす

るのであります。今日國民の大多數

が、自分たちの一つの判定の資料にす

るものは、その大きな部面を新聞紙に

依存しているのであります。この大事

な新聞紙に、もちろん言論の自由は與

えなくてはならないのでありますけれ

ども、ただその新聞社の思考する意思

においてのみ、國民がそのまま受け取

ることは非常に危険だと思います。現に「一・一

ゼネスト前後の新聞紙の論調を見てお

りますと、あるいは非常に強く、あ

るいはやめるがよからうと思いませんし、

またやめなければならぬと思います。

に復して、そうして一人にして數箇の

職務を兼ねるようなことは、これは私

はやめるがよからうと思いませんし、

またやめなければならぬと思います。

に復して、そうして一人にして数箇の

機関をもつておらないことは、政府の

政策その他政府の意思を全國民に傳え

る上におきまして、まことに不便であ

ると思ひます。できることならばそ

うこともやりたいと思つております。

御承知の通りに、今度行政機構を

大改革するつもりでありますから、お

話のようなことは、極めて重要な一項

目として、考察の資料に供したいと思

います。さように御願いします。

○石原(登)委員 了承いたしました。

それからこれは最も大事な點であります。たゞこの法案によりますと、法

制局が依然として政府に残されている

のであります。新憲法の趣旨から考

えてみましても、法制局は當然立法の府

に所属すべきものだと、私はかよろに

考へる。その法制局が依然として政府

に残つてゐるというは、非常におかし

なことだと思う。むしろ今日になりま

すと、法制局は議會の一つの機關とし

て、いわゆる立法府の一つの事務局と

しての法制局でなくてはいけないと

思ひますから、お尋ねいたします。

○石原(登)委員 ただいまの問題は、

齋藤國務相の御言明によりまして了承いたします。外務大臣並びに終戦連絡事務局總裁は非常に重大な職務であります。また同時に總理はもちろん重大な職務でありますから、これはそれぞれ専任になつて、この際うんと働いていたくといふことを強く要望いたし

まいりますから、従つて法制局が從來

政府部内においていろいろ立法に關與

したといふような點が、今後において

はよほど改まつてくるのではないかと

考へております。しかしそうなりま

して、やはり政府にも法律の發案權

もあり、また政令以外の政令その他の

法則に關する責任も政府にあります

ので、政府部内におきましても、法則に

關する専門の部局といふものが、やは

り必要ではなかろうかと考えております。

ただそれが從來のよくな法制局と

同じようなものになるかどうかにつき

まして、これはさらに研究を要する

問題かと思つております。この行政官

廳法は、先ほど申しましたように、暫

定的なものになりますから、とりあえ

ましては、これはさらに研究を要する

問題かと思つております。この行政官

廳法は、先ほど申しましたように、暫

定的なものになりますから、とりあえ

ましては、これはさらに研究を要する

問題かと思つております。この行政官

廳法は、先ほど申しましたように、暫

定的なものになりますから、とりあえ

いうような見解から見ましても、また

先ほどから申します通り、議會が立法

の府としてその職責を十分に果す意味

におきましても、當然法制局は議會内

におかなければならぬ。しかもこの法

制局の立案にあたつては、少くとも政

府相互間のいろいろな状況は法制局に

任せ、あるいは御研究願うにしまして

も、われく國民の代表としてこの職

にあります者は、今度は國民一般の聲

として、國民の立場からさらに法制局

にわれくはいろ／＼なことを指示、

監督しなければいけない、かよくな見

解をもつであります。ぜひこの問題

は十分に善處せられまして、法制局は

必ず内閣から分離されるよう、私は

強く要望するものであります。

次に私はお尋ね申し上げたいのであ

りますが、最近官紀が非常に紊亂いた

してまいりました。先日も遞信省の問

題が非常に大きく取扱われたのであり

ます。ああいうよりもつと重大な問題

であるあの二・一ゼネストのその後の

扱置であります。これは何もマツカ

ー元帥の聲明を取上げるまでもな

く、あの行為が日本國家の破壊行為で

こういう人を斷固として私は糺明さるべきだと思いますが、これに對して政府はこれを糺明するだけの熱意があるのか、あるいはこのまま猶をかぶつ放つておかれると、これは今後の官紀肅正のために非常に重大なる影響をもつものでありますから、この際政府は明らかにされることを私は希望するのであります。

ところの、今の政府の輿論になつております。殊に保守陣營といわれておりますが、自由黨でも、進歩黨でも、もつとああいうようなことに對しては政治的に國民の輿論を發揮して、大きな力を出さなくちやならないようと思つておられましたが、どうもそこまで至らぬことははないだ遺憾に思つておりますけれども、これはしばく、ああいう景況になりますと、自然その間において政治力及び道德力が強くなつて、落ちつくところに落ちつくであろうと思ひます。が、政府といたしましては、先ほど申しますように、法律違反が起りますと、司法権も警察権も手を出せぬのと、今は言論の自由、政治運動の自由、集會結社の自由が憲法において認められておりますからして、この認められたる権利によつて一部の者が策動する、悪ければ國民の輿論によつてそれをたくといふことよりほか途がないと思います。さよう考へておられますから御承知願います。

これはたゞちに違法ということにはなれません。いろいろな活動につきましていろいろな段階がありまして、場合によつては、服務紀律上遺憾の點もあつたようになりますので、それらの點については官紀の上からも現在十分検討中であり、さらにたゞいま國務大臣も仰しやつたように、これが犯罪を構成するような面におきましては、もちろんそれらの方でも十分検討をしつつあると考えております。

人で、學校を卒りましてから當時の公職へ就いたのであります。たとえば税關の官吏で、青年達が地方に閑々と遊んでいた姿を見るのであります。私はこういふ青年人になつたといふことのため、軍人になつたといふことのため、公職から追放された、これらの優秀な青年達が地方に閑々と遊んでいた姿を見るのであります。私はこういふ青年達の實際における能力、實際もつてゐる愛國心、これら愛國心並びに能く見るのであります。私はこういふ青年達は本當に日本再建の原動力となるものでありまして、これらの人々が追放へはむしる日本のためにも、ひいては世界平和のためにもこれはよほど考えなくてやいけないじやないか、かよううにひつかつておるということは、この問題について政府は大體どういうようか御見解をもつていらつしやるのであるか。何か最近の情報によりますと、さすますこの追放が擴大強化されるようかな傾向をみると、私はまことに遺憾に思つております。この點に對して政府の御見解を承りたいのであります。

のこととを排撃する一つの方法といたし  
まして、各省の人事というものは、他  
でやつたならば面白いのじやないかと  
思う。たとえば農林省なら農林省の役  
人を、すべて農村省の職員で集めるこ  
とは危険であります。人間みな榮達を  
望まない者はありませんが故に、上司に  
の言うことを唯々諾々としてきく。こ  
れらの者がまた、役人根性と言います  
か、唯々諾々としてきく者が、上司に  
可愛がられて、どん／＼榮達する。こ  
ういうことではほんとうに官廳の民主  
化ができないと私は思う。こういう建  
前から、たとえば農林省に一といふ課  
があるとしますれば、その一といふ課  
に運輸省、あるいは商工省、あるいは  
大藏省、そういうよくなところ特に  
密接な關係がありまするならば、それ  
らの省から必ずそれらの省に屬する人  
を派遣してきます。そしてそれらの人  
は勤め場所そ、農林省の課にあります  
すけれども、人事権から何から一切の  
ことは運輸省にある。あるいは商工省  
にある。あるいは大藏省にある。こう  
いうことにしますならば、その農林省  
の一課の中で働く人々は、みずから自  
分の省に忠實に、任務の遂行のために  
うんと努力すると私は思います。従つ  
て豫算の奪い合いとかあるいは不當な  
セクシヨナリズムの主張とか、こうい  
ふことは自然になくなると思うのであ  
りますが、この問題については、さつ  
き淺沼君からも内閣人事局といふう  
な話もあつたようですが、私は  
よほど研究してみるべき問題だ、かよ  
うに考えるのであります。こういう私  
の見解に對して、政府はどういうふう  
にお考えになりますか。その點ちよつ  
とお尋ねしておきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣

○齋藤國務大臣 官僚といふものに對する國民の反感、攻擊は、ます／＼熾烈になつてまいります。私どもはこれは國家のために、まことに憂うべき現象であると思つております、どうしたならば官僚の弊をためることができるか。というて私は決して官僚をきらうものでもなければ、官僚を攻撃するものでも何でもない。官僚は官僚として、國家のために奉仕するところの、きわめて貴重なる存在でありますから、官僚の勢力は日本に限らず、いずれの民主國、いすれの立憲國においても、牢固としてその根底は抜けないものがありますけれども、ただその弊害をどうして除去することができるか。どこまでも國家の行政を行うにあたりまして、まず第一に能率増進ということ、國民に迷惑をかけないようにして、道徳的に緊張して、できる限り仕事をするというような方面に向わせなくてはならぬのであります。今日日本國內の役所を見ますと、中央といわば、地方といわば、何となく官紀は頗廻緩して、一種のサボタージュ氣分が横溢しておるようであります。その中にまた下剋上を認めて、下の者が上の者の命令を奉ぜず、はなはだしきは下の者が上の者に抵抗することをもつて、自分らの能事を發揮したといふような考え方をもつておる氣風が、一般にみなぎつておるということは、まことに憂うべきであります。歴代の政府も、官紀振肅とか何とかいうことを唱えてまいりましたけれども、これは一向に實績があがらないのであります。役人もそんなことは聞きあきておつて、またあんなことを言ひかとておつて、ほとんどかえるに水をかける

ようなものであつて、效果がないようないふるに見えますから、今度も思い切つて行政機構を改革すると同時に、いかに行政機構を改革しても、人間が役に立たなければだめでありますから、行政機構を改革して、行政運用の任にあたることができるかということについて研究しておりますが、なかなかこれはむづつかしいのであります、いろいろな方法もありますし、またいろいろな方法も教えてもらつておりますけれども、どうしたらよろしいか。今朝のお話いたしましたが、アメリカから日本の行政視察團がまいつております。六箇月日本において、日本の行政運用の実際を研究するというので、今一生懸命やつておつてくれますから、いざこれ近いうちに相當浩瀚なレコンメンデーションを出してくれると思います。そういうことも参考いたしますのみならず、アメリカにおいても、イギリスにおいても、どういう工合にやつておるのかといふことを研究いたしまして、なるべくこの機會において、官僚にわざわざまつておりますところの悪風潮をできる限り除きたいと思つておりますから、あなたの方におきましても何かいい方法がありますならば、どうぞお教えを願いたいのです。われくばかりやつておつてもいけぬし、廣く國民の考えに聞こうということで、懸念論文でも出したらどうかというふうなお話をありますけれども、それでどれだけの結果を得られるかわかりませんから、何でも衆智を集めて最善の方法を考えてやろうと思つておりますから、どうかそれをお含み願つておきま

す。

○石原（登）委員 ぜひ齋藤國務大臣の御奮起を期待いたします。次に私は關連して質問いたしたいのです。が、私は先般北海道に参りまして、これから日本再建の原動力であるべき北海道がどうもすべての點において内地からはるかに後れておる。これはもう連絡船を上つて北海道の桟橋に着いてすぐ感ずるのであります。一例を引きましてば、雑誌一冊買つてもすぐ一割高いのです。私は昔の日本だつたならばともかくも、今日こういうような狭い限られた日本において、北海道だけが昔のような考え方で殖民地的取扱いを受けたり、北海道道民諸君がそういうような考え方をもつておることは非常にいけないことだとかどうに考へるのであります。私は北海道もぜひ内地並にこれをいくらかの縣に分割いたしまして、これはあるいは経費その他の關係で相當難色もあると思うのであります。今北海道の開拓が國家の大きな仕事として計畫されておりまする今日においてはなおさらのことと、部分的にこれを競争させる、そしてその實績をうんと高揚させることに努力せるのがいいのではなくかろ。まする今日においてはなおさらのことと、部分的にこれを競争させる、そしてその實績をうんと高揚させることに努力せるのがいいのではなくかろ。また北海道自身として、永い間特殊な取扱いをせられておつたようありまするが、だんくと、事情も違うし、また北海道自身としても進歩してまいりましたことと、また日本の領土も御承知の通り敗戦の結果として、ほとんどの半分になつてしまつ

九

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議がないと認

す。それでは森本義夫君

名いたします。

○石原(登)委員

第六類第十四號 行政官廳法案外一件委員會議錄 第二回 昭和二十二年三月二十日

ますが、こういうような現状において町を見たとき、映畫とか演劇のポスターがほんとうにはなにつくくらいたくさんはりまわされておるのであります。私はもちろん演劇を通して國民思想を善導するという必要は認めるのであります。この重要な選舉に十二分に紙を使えないという現状において——つまらない映畫もあるようあります、つまらない演劇もあります。つまらぬするが、そういうようなポスターがそのまま自由に放任されておるということを私は非常に殘念に思つてあります。しかもこの一面においては國民學校の子供の教科書さえないといふような實情でございますので、こゝの方面の取締りを徹底的にしていただき、その周知が必要であるならば、新聞の廣告でも利用する。必要以上の大きなボスターを出して、必要以上の大好きな資材をつぶす、こういふことのないように、これもぜひ政府と一緒に申し上げる次第であります。以上では善處をお願い申し上げたい、かように考えますから、この點は御出席の方々から、關係方面にぜひお取次を願ひ申し上げる次第であります。以上であります。

○齊藤國務大臣 この紙のことは大變むつかしい問題になつております。これまで商工省が管轄しておりましたが、これにもよほど弊害——といふては言い過ぎかもしませんが、なかなか思うようになりませんので、今度は紙の統制に關することを内閣の方に移しましたが、商工省から内閣に引繼ぐにあたりましてもいろいろめんどうなことが起りますして、ちよつとどうも表向に言えないようなこともあります。しかしこれは着々とし

てこれまでの弊害をば是正して配給の統制をはかつていつて、今お話をなつたように國家のために必要な選舉には紙を制限して、くだらない方に紙をたくさん使うというようなこの弊害は、ぜひとつ是正したいと思つております。そういう方針で内閣でも進んでおりますから、だんくとそれが現われてくるだろうと思ひます。さようお舍みを願つておきます。

○石原(登)委員 ぜひ御努力せられることをお願いいたします。

○天野委員長 それではこれで質疑を終了いたしますことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議がないものと認めまして質疑を終了いたします。明日は午後二時より開會、討論採決を行いたいと存じます。本日はこれにて散會いたします。

午後二時五十八分散會